

総 税 市 第 124 号
令和 7 年 9 月 26 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

ふるさと納税制度の適正な運用について

本日、令和 7 年指定対象期間（令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）に係る大臣指定の通知を行ったところですが、各地方団体におかれては、指定に向けた協議の中で指摘している事項のほか、法令及び告示に定める指定基準及び Q & A 並びに下記事項に留意の上、今後ともふるさと納税制度の適正な運用を行っていただくようお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 指定対象期間を通じた指定基準への適合について

- (1) 令和 7 年指定対象期間の開始後に新たに返礼品等の提供を開始しようとする場合の手続き

ふるさと納税に係る指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて指定基準に適合する必要があります。

そのため、各地方団体におかれては、自団体が提供する返礼品等が指定基準に適合していることを常に確認するとともに、令和 7 年指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等（以下、「追加返礼品等」という。）についても、総務省において必要な確認（以下「追加確認」という。）を行うため、あらかじめ、別添様式により都道府県を經由して提出いただきますようお願いします（指定の申出時点で提出済みの返礼品等について、数量や重量、大きさ、色、必要寄附金額等の軽微な変更を行う場合は除きます）。

追加確認については、令和6年指定対象期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間をいう。）と同様に（2）のとおり一定期間ごとに区切って、地方団体からの「提出期間」及び国における「確認期間」（それぞれ第1期～第3期）を設けることとしております。

また、各期の「確認期間」内に疑義が解消されなかった返礼品等について、改めて提供を希望される場合には、次の「提出期間」（ただし、第3期分の「確認期間」内に疑義が解消されなかった返礼品等については、次の指定申出期間）以降に再度提出いただくことで確認を継続することが可能となります。

なお、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和7年6月24日付け総税市第74号）で通知したとおり、指定に関し支障がないと認める地方団体については、令和8年7月1日から同月31日までの間に提出する申出書に添付する書類としての様式2の提出を省略し、基準適合性の確認は行わない予定としております。指定に関し支障がないと認められるか否かについては、令和7年指定対象期間中に提供する返礼品等について、総務省において基準適合性の確認を行った際に、基準適合性が否認（地方団体が自ら取り下げた場合及び令和8年6月15日までに基準適合性に係る疑義が解消しなかった場合を含む。）されていないことを判断の要素の1つとしております。

（2）今後の日程

令和7年10月17日～同月23日：第1期分提出（地方団体）

令和7年10月24日～12月25日：第1期分確認（国）→提供開始（地方団体）

令和8年1月23日～同月29日：第2期分提出（地方団体）

令和8年1月30日～3月27日：第2期分確認（国）→提供開始（地方団体）

令和8年4月8日～4月14日：第3期分提出（地方団体）

令和8年4月15日～6月15日：第3期分確認（国）→提供開始（地方団体）

※ 確認の結果、基準適合性に係る疑義がないものについては、順次完了連絡を行うこととし、1回目の連絡は、提出期限の概ね1ヶ月後を予定しております。その後も、当方からの疑義照会への回答状況等に応じ、順次完了連絡を行います。

2. 募集適正基準について

（1）ポイント付与を行う者を通じた募集の禁止

令和6年6月28日付けで、寄附金の寄附に伴って寄附者に対しポイント等（通常の商取引に係る決済に伴って付与されるものに相当するものを除

く。以下同じ。)を付与する者(この者が、第三者を通じてポイント等を付与する場合を含む。以下同じ。)を通じた募集を行わないよう、告示及びQ & Aの改正を行ったところです。本改正は、令和7年10月1日以後に開始する指定対象期間から適用されることとなるため、令和7年10月1日以降、ポイント等を付与する者を通じた募集を行った場合は、指定の取消しの対象となり得ます。

そのため、各地方団体において、募集に係る事務を委託している事業者がポイント等を付与していないことについて定期的に確認するなど、適切な対応を取っていただくようお願いします。

(2) 募集費用総額5割以下基準

指定対象期間において、第1号寄附金(地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。)の募集に要した費用の額の合計額(以下「募集費用」という。)が受領した第1号寄附金の額の合計額(以下「寄附金受領額」という。)の5割を超過したことが判明した地方団体については、指定取消しの対象となり得ます。このため、委託事業者に管理を一任することなく、地方団体自ら、指定対象期間を通じ、定期的に募集費用の執行状況や寄附金の受入状況を確認するなど、適切な管理を徹底いただくようお願いします。

なお、今後、令和6年指定対象期間(令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間をいう。)における募集費用及び寄附金受領額の実績調査を予定しております。当該調査において、募集費用が寄附金受領額の合計額の5割を超過したことが判明した地方団体については、指定取消しの対象となり得ますのでご注意ください。

3. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。

このため、各地方団体におかれては、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があるこ

とから、適正な管理を徹底いただくようお願いします。

また、返礼品提供事業者への奨励金や補助金のほか、地方団体のプロモーション費用等の名目であったとしても、当該経費が実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合には、当該経費も含めた額が調達費用となることにご留意ください。

4. 地場産品基準について

ふるさと納税の返礼品等については、法第37条の2第2項第3号及び法第314条の7第2項第3号において「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するもの」とされており、これに基づき、告示第5条各号及びQ&Aを定めております。

指定対象期間の開始後においても、提供されている返礼品等について詳細を確認させていただき、地場産品基準に違反することが明らかになった場合は、指定取消しの対象となり得ますので、ご承知おきください。

また、返礼品等について、それぞれが地場産品基準に適合していることが明白となるよう、例えば、告示第5条第2号に該当するものについては、区域内で生産された原材料が返礼品等に占める重量や付加価値の割合、告示第5条第3号に該当するものについては、区域内で行われた工程及び当該工程で生じる付加価値に係る数値データ等を十分に把握・確認のうえ、ポータルサイト上等に明記するよう徹底をお願いします。

5. 指定の取消しについて

各指定基準に適合しなくなった又は適合していなかったと認める場合、基準違反が地方団体に帰責しない要因によるものであることや基準違反により受領した寄附金の額が僅少であることなど特段の事情がない限り、指定を取り消すこととしております。

また、各指定基準の遵守は地方団体の責務であり、基準違反が委託事業者等に起因する場合であったとしても、この例外とはならず、上記のような特段の事情がない限り、指定を取り消すこととしておりますので、各地方団体において適切な管理を行うようお願いします。

なお、指定取消しの対象となった場合、取消しとなった日から2年を経過する日まで指定を受けることができません。

6. 先行予約型の返礼品等の取扱いについて

いわゆる先行予約型の返礼品等については、寄附金を受領後に当該返礼品等の調達費用が確定するものが見られますが、「3. 返礼割合3割以下基準について」に記載しているとおり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であっても返礼割合3割以下基準を満たすことが必要です。その上で、このような取扱いにおいては、以下の事態が発生するおそれがあります。

- ・ 天候不良や災害等により予定していた返礼品等が提供できないこと
- ・ 物価上昇により予定していた調達費用で、予定していた数量を提供できないこと

そのため、寄附者の信頼を確保する観点から、寄附金を募集するポータルサイト上等において、これらの事態が発生した場合の対応について、寄附者に対し予め周知するなど適切な対応をお願いします。

7. 情報提供窓口の設置について

今年度に入り、指定の取消し事案等が複数件発生していることも踏まえ、ふるさと納税制度の適正な運用を確保する観点から、指定基準への違反が疑われる事案に係る情報提供窓口を10月1日に開設します。

今後、情報提供窓口寄せられた情報を基に、指定基準への違反が疑われる地方団体に対する調査を行う場合がありますので、予めご承知おきください。

〔情報提供窓口〕

https://www.soumu.go.jp/form/furusato/provide_information.html

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法	… 地方税法（昭和25年法律第226号）
法令	… 地方税法、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
告示	… 平成31年総務省告示第179号
指定基準	… 法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準
返礼割合3割以下基準	… 法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に掲げる基準
地場産品基準	… 法第37条の2第2項第3号及び第314条の7第2項第3号に掲げる基準
募集費用総額5割以下基準	… 告示第2条第2号に掲げる基準
Q & A	… ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて（通知）（令和7年6月24日付け総税市第73号）